

第10回教育研究評議会記録

日 時 平成24年1月11日(水) 15:30~17:34
場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室
出席者 長尾, 栗林, 岩川, 木立, 成山, 野田, 石田, 高橋, 正木, 安福, 米川,
入口, 木下, 越桐, 白井, 安部, 佐藤, 辻岡, 土井, 大脇, 藤井, 畦(22名)
陪席者 野口監事, 任田科学教育センター長
傍聴人 山近博義教授

開会に先立ち, 前回の平成23年度第9回教育研究評議会において確認がなされた第8回教育研究評議会記録(案)について, 評議員からの意見を受けて行った修正の確認がなされた後, 本修正案を会議記録として確定させる旨の発言が長尾学長よりなされ, 了承された。引き続き, 第9回教育研究評議会の記録確認がなされた。

その後, 長尾学長から議事の進め方については開催通知の順番に進める旨の発言がなされ, 傍聴申請があった1名に対して議題(1)以外の傍聴が認められた。

議題(1) 平成24年度教員人事について

長尾学長から採用人事2件及び大学院担当資格1件の提案がなされ, 原案どおり了承された。

議題(2) 教職教育研究開発センター規程の一部改正について

長尾学長から資料に基づき説明が行われた後, 安福センター連絡会議議長から補足説明が行われ, 質疑応答の結果, 原案どおり了承された。

【主な質疑】

- ・ 教科である生活科と人権教育とは性質が異なるものだと思われるが, 今回の改正で「人権・生活科教育部門」として両者を一つの部門とすることで問題は生じないのかとの質疑に対して, センター改組の過渡的な状況の中で, 一步前進する案として, 重要な教育内容に関わる領域を一つの部門とする本修正案を提示させていただいているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 本修正案の内容については, 当該センターに所属する教員の理解は得られているのかとの質疑に対して, センター所属の教員とは相談を重ねてきており, 本案の内容で同意を得ているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 改正案では, 教育臨床分野が「地域連携部門」に内包され, 「教育臨床部門」の名称がなくなっているが, 教育臨床の名称を残しておくべきではないか, また, 教育臨床の他にセンターの特徴を特に打ち出すというのであれば, それはどの分野であると考えているのかとの質疑に対して, 他大学においても, 同様のセンターでは教育臨床部門を持たないものが生じてきている状況があり, その理由には, 教育臨床分野が学部, 大学院に吸収されている場合と, 教育臨床分野がセンター等として独立している場合があるが, 本学はそのどちらでもなく, 一方で, 地域連携に力を入れていくこととなっているので, 教育臨床分野については, 当面はそのような状況の中で役割を果たしていくことを考えているとの答弁が安福センター連絡会議議長よりなされた。

- ・ 多様な教科の中の1つである生活科と人権教育とは、同一の部門として成り立ちうるのか、また、そのようにすることで、今後の発展に資することが可能となるのかとの質疑に対して、人権教育担当、生活科教育担当の教員ともに、現在の業務は授業が中心となっており、その意味では異なる業務をしている訳ではないという理解が内部にはあり、センター全体としても、各部門間で活発な協働がなされ、成果を上げるべく取り組みを進めているところであるので、今後とも助言をお願いしたいとの答弁が安福センター連絡会議議長よりなされた。
- ・ 困難な事情を抱えていることは理解するが、人権教育と生活科という性質の異なるものを1つの部門にすることについて、内部での理解は得られていたとしても、外部への説明は果たせるのか、また、部門間、教科間でのコラボレーションは、いまや当然ではないのかとの質疑に対して、ご指摘の件はご意見として伺うが、現実問題として考えるならば、過渡的ではあるが、本改定案は前進として捉えていただきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 可能であるならば、「生活科教育講座」を新たに設置することが最善であると考えているのかとの質疑に対して、生活科は小学校1，2年次に限定された教科であるため、そのようには考えておらず、一方で、他教科の講座に生活科を含めることについても必ずしも適当ではないと思われるので、現状では当該センターの中に生活科教育分野の機能を置いているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 人権教育と生活科教育をそれぞれ1つの部門として独立させず、同一にしている理由は何であるのかとの質疑に対して、人権教育の原理と生活科教育は矛盾しているものではないと考えているためであるとの答弁が長尾学長よりなされた。続いて、両者は本学の教育のベースにあるという点で共通しているためであるとの答弁が安福センター連絡会議議長よりなされた。
- ・ 本学の将来的展望を考えた際には、教科教育と人権教育とは別の組織にしておく方が、本学の今後の発展を考えた際に、可能性があるのではないかと発言がなされた。
- ・ センターの業務として、大学開放に関することを第2条第7項で独立した記載とした理由は何なのかとの質疑に対して、役割をより明確にするためであるとの答弁が長尾学長よりなされた。

議題（3）科学教育センター規程の一部改正について

長尾学長から資料に基づき説明が行われた後、任田科学教育センター長から補足説明が行われ、質疑応答の結果、原案を一部修正の上、了承された。

【修正点】

大阪教育大学科学教育センター規程（一部改正案）

第1条 「大阪教育大学」→「大阪教育大学（以下「本学」という。）」

第6条 「大阪教育大学（以下「本学」という。）」→「本学」

議題（4）ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの制定について

本議題の説明に先立ち、長尾学長から議題（4）及び議題（5）の提案に至った背景について、説明が行われた。続いて、野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（５）アドミッション・ポリシーについて

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（６）平成２５年度学部学生募集人員について

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（７）平成２５年度大学入試センター試験の利用方法について

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（８）平成２５年度個別学力検査等の概要について

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（９）平成２５年度における特別入試（推薦入試）の実施について

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

報告事項（１）部局長の指名について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

【部局長の指名について】

・夜間学部主事 教授 田中 俊弥（実践学校教育講座）
（任期 平成２４年４月１日～平成２６年３月３１日）

・夜間学部主事事務代理 教授 正木 久仁（実践学校教育講座）
（任期 平成２４年３月１日～平成２４年３月３１日）

報告事項（２）平成２４年度学部カリキュラムの一部改正について

野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（３）平成２４年度科目等履修生出願要項について

野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（４）平成２５年度入学試験関係日程について

野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（５）平成２４年度概算要求内示について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

議題及び報告事項の終了後、次の質疑応答がなされた。

【主な質疑】

・大阪府立大学、大阪市立大学の統合問題及び教育学部の設置問題が報じられており、本学としても危機感を持って対応すべきであると思われるが、このことについては役員会等で議論されているのかとの質疑に対して、情報の収集は行っているが、まだ不透明な部分も多いので、沈着冷静に対応してまいりたいと考えており、何より求められていることは、本学の任務、使命を着実に遂行していくことであると考えているとの答弁が長尾学長よりなされた。

以 上